

**「地域資格制度フレームワーク検討委員会」
(戦略的・大学連携支援事業業務委託事業) 概要**

機関名 一般財団法人地域公共人材開発機構

機関の長名 代表理事 足立 幸男

1. 業務委託期間

平成 21 年 6 月 10 日～平成 22 年 3 月 31 日

2. 業務委託テーマ

「地域資格の付与に必要な基準及び手続きに関する調査研究」

3. 業務委託の概要

(1) 委員会設置の経緯

地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証制度の確立を前提として、大学・研修機関等における認証を受けた教育・研修プログラムの修了者に対して、地域資格を付与するための制度整備を早急に進める必要がある。

そこで、一般財団法人 地域公共人材開発機構（以下、「機構」）では、戦略的大学連携支援事業からの業務委託を受けて、資格認定部会に「地域資格制度フレーム検討委員会（略称、「資格フレーム委員会」）を設置し、平成 23 年度からの制度の運用開始を前提に、地域資格の付与に必要な基準及び手続きに関する調査研究を実施することとなった。

(2) 委員会設置の目的

機構によって認証された地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの修了者を対象に、付与する地域資格制度の設計にかかる調査・研究と具体案の策定。

(3) 調査研究の内容

- (i) 外部の報告者を招聘し、EU 及び国の動向に関する関連情報の収集及び分析
- (ii) 学位及び履修証明制度と地域資格との接続方法の検討、具体的な制度設計の在り方の検討
- (iii) 以上を踏まえて、平成 23 年度における地域資格制度の具体案の設計に向けた、地域資格制度のフレームの明確化（その成果を取りまとめ、戦略的大学連携支援事業の資格認定部会にも報告）

(4) 業務の実施方法

(i) 委員の選任

委員は、公共政策系大学の教員 2～3 名、自治体の研修又は企画担当部局職員 3 名（京都府・京都市・京都市市町村振興協会）、（特活）きょうと NPO センター職員 1 名、（社）京都経済同友会 1 名、（財）景観・まちづくりセンター職員 1 名、日本公共政策学会理事 1 名、機構の資格認定部会長 1 名の 11 名とし、機構が事務局の事務を取り行った（詳細は【別表 1】のとおり）。

【別表 1】「地域資格制度フレーム検討委員会」の構成

所属	お名前
公共政策系大学	石田 徹（龍谷大学法学部教授） 窪田 好男（京都府立大学公共政策学部准教授） 森脇 俊雅（関西学院大学法学部教授） ※在外研究のため、前半のみの参加
京都府	加納 伸晃（府民力推進課長）
京都市	山本 達夫（行財政局人材活性化推進室長）
（財）京都市市町村振興協会	藤井 敏久（振興課課長補佐）
（特活）きょうと NPO センター	深尾 昌峰（常務理事兼事務局長）
（社）京都経済同友会	圓山 健造（事務局次長）
（財）京都市景観・まちづくりセンター	福島 貞道（専務理事兼事務局長）
日本公共政策学会	真山 達志（同志社大学政策学部教授）
地域公共人材開発機構資格認定部長	土山 希美枝（龍谷大学法学部准教授）

（順不同、敬称略）

（ii）委員会の開催回数

委員会は 5 回開催した。また、必要に応じて委員の一部で構成するワーキンググループを開催し具体的な作業を進めた（詳細は【別表 2】のとおり）。

【別表 2】「地域資格制度フレームワーク検討委員会」開催概況

回数	日時	場所	主な議題
第 1 回	8 月 27 日（月）	日本生命京都三哲ビル貸会議室	1. 文部科学省（文部科学省高等教育局法規担当 課長補佐）からの説明「履修証明制度について」 2. 事務局からの説明 3. 意見交換
第 2 回	10 月 20 日（火）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 小山善彦氏より説明「イギリスの資格履修制度と公共人材育成」 2. 意見交換
第 3 回	12 月 2 日（水）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 地域公共人材資格フレーム（案）について（事務局説明） 2. 小山善彦氏よりコメント 3. 意見交換
第 4 回	12 月 22 日（火）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 「地域公共政策士 level descriptors（案）」について 2. ロードマップについて 3. 意見交換
第 5 回	1 月 20 日（水）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 地域公共人材資格フレーム最終案について 2. 「地域公共政策士」資格付与のための EQF の各レベルに対応する学習アウトカムの定義について 3. 履修証明ならびに履修証明に準ずるプログラムの共通テンプレートについて

（iii）外部講師の招聘

年 3 回、英国の専門家、文部科学省担当者等を招聘して報告を求めた（詳細は【別表 3】のとおり）。

【表 3】外部講師一覧

会議名（日付）	所属及び肩書き	名前
第 1 回（8 月 27 日）	文部科学省 高等教育局法規 担当 課長補佐	石橋 晶
第 2 回（10 月 20 日）	英国バーミンガム大学都市 地域研究所 客員講師	小山 善彦
第 3 回（12 月 2 日）	英国バーミンガム大学都市 地域研究所 客員講師	小山 善彦

（順不同、敬称略）

（5）事務局の体制

本事業の事務局対応として、機構の職員 2 名で、研究会の調整・準備・資料収集及び議事録の作成等の業務を担当した。

4. 本事業の成果について

本年度の委託事業の成果は「地域公共人材資格フレーム」（最終案）として取りまとめた。

「地域公共人材資格フレーム」(最終案)

1. 資格の名称

「地域公共政策士」

上記資格は、(財) 地域公共人材開発機構（以下、機構）が認定を行う。

上記資格を取得する過程では、各大学が科目プログラムごとに履修証明を発行する場合もあるため、その場合、上記資格の横に複数の履修証明の名称がつく。

例：「地域公共政策士（〇〇〇履修証明、〇〇〇政策能力・・・）」

2. カリキュラム

(1) 概要

各大学・大学院で、学部、修士等のレベルならびに EU の「欧州共通の資格フレームワーク (European Qualification Framework for Lifelong Learning: EQF)」のレベルに応じた複数の科目からなる科目プログラム（以下、プログラム）を設ける。プログラムは、履修証明制度を兼ねるプログラム、ならびに資格取得を目指す者が全員受講する共通プログラムなどで構成し、必修科目を含む 3 つのプログラムの各必要単位数を取得すれば、機構から「地域公共政策士」資格を付与することとする。

同資格取得に関するカリキュラムは、大学院に在籍し、修士学位と「地域公共政策士」資格両方の取得を目指す者、社会人等で、大学院には在籍せず、「地域公共政策士」資格のみの取得を目指す者、の双方に対応できるものとする。

(2) 単位等について

1) 単位の名称

単位の名称は「ポイント」（英語表記：point）とする。

2) 履修証明制度の単位数

120 時間で 1 履修証明を授与可能となっている。

(3) プログラムの構成

地域公共政策士のカリキュラムは、以下の3つのプログラムから構成される。

- ① 「地域公共政策士**第1種**プログラム」(10ポイント)・・・学部レベル
- ② 「地域公共政策士**第2種**プログラム」(10ポイント)・・・大学院修士レベル
- ③ 「地域公共政策士**共通**プログラム」(10ポイント)
(各プログラムの内容については後述)

「地域公共政策士第1種・第2種プログラム（以下、第1種・第2種プログラム）」の科目構成、内容については、大学・大学院によって異なり、各大学・大学院の得意分野、オリジナリティを出したものにする。「地域公共政策士共通プログラム（以下、共通プログラム）」の科目構成については共通化を図る（内容についてはこちらも大学院によって異なる科目がある）。

第1種・2種プログラムについては、必要ポイント数を取得すれば各大学・大学院より履修証明を発行することが推奨される。

また、プログラムならびに科目構成については、各大学が機構にプログラムごとに申請を行い、認証を得ることとする。機構は、各大学・大学院の履修証明、プログラムをデータベース等に登録し、リスト化を図ることとする。

(4) 「地域公共政策士」資格の認定要件

受講生が「地域公共政策士」資格の認定を得るためには、2つの「地域公共政策士」プログラム（第1種・第2種プログラムのうちから）の必要ポイント数を取得した（各10ポイント、計20ポイント）上で、共通プログラムを履修し（10ポイント）、計30ポイントを取得することを要件とする。また、第2種プログラムを最低1つ取得することを必須とする。よって、履修パターンは以下の2通りとなる。

- ① 学部在籍時から資格取得に取り組む場合
→ 第1種 + 第2種 + 共通プログラム、
- ② 社会人あるいは大学院入学後から資格取得に取り組む場合
→ 第2種から2つ + 共通プログラム

なお、第1種プログラムに関するポイント認定については、一定の成績（70点、良、B）以上のみを認めることとする。ただし、他大学開講科目やインターンシップ科目等については基準を設けない。

第1・2種プログラムを履修することによって受講生が取得できる履修証明（「○○○能力」、「○○○人材」等）については、各大学・大学院が責任をもって履修証明を行う。

(5) プログラム、科目の内容について

1) プログラムの概要について

① 「地域公共政策士第1種プログラム」(10 ポイント)

特定のテーマに関する能力開発、資格取得を目指した体系的な科目で構成される。学部レベルならびに EQF レベル 5～6 に相当する科目で構成される。他大学との単位互換、外部団体提供科目（後述）も含む。履修証明を発行する大学・大学院においては、必要ポイント数を取得することにより個別の履修証明を付与する。

② 「地域公共政策士第2種プログラム」(10 ポイント)

特定のテーマに関する能力開発、資格取得を目指した体系的な科目で構成される。大学院修士課程レベルならびに EQF レベル 7 に相当する科目で構成される。他大学院との単位互換、外部団体提供科目を含む。履修証明を発行する大学・大学院においては、必要ポイント数を取得することにより個別の履修証明を付与する。

③ 「地域公共政策士共通プログラム」(10 ポイント)

「地域公共政策士」として共通して求められるスキルや考え方や倫理観、受講者間のネットワークづくりなど、資格取得にあたっての仕上げを目的とした科目で構成される。大学院修士課程レベルならびに EQF レベル 7 に相当する科目で構成される。科目構成は共通化を図る。

各プログラムの科目構成（共通プログラムを除く）、学位（修士号）取得のための単位への読みかえ、他大学院開講科目の組み込み、などに関するルールは各大学・大学院が決定する。なお、機構にプログラム設置等について申請する際にそれらに関しても申告すること等については今後の検討課題とする。

2) 「地域公共政策士共通プログラム」の内容について

共通プログラムは、「地域公共政策士」特別講義、キャップストーンの2科目からなる。

① 「地域公共政策士」特別講義 (2 ポイント)

「地域公共政策士」特別講義は、機構が実施する科目で、「地域公共政策士」としての倫理観の醸成と受講者間のネットワークづくりを主な目的とする。月1回程度の頻度で年間10回（各回3時間程度）実施する。各回、ゲストスピーカーによるリレー講義、後半はグループディスカッション、ワークショップ等の時間とすることが考えられる。科目の運営に当たっては、参加大学が担当教員を派遣し、共同で企画・運営を行う。大学の正規の講義の単位への読みかえは行わない。

② キャップストーン科目 (8 ポイント)

キャップストーンは、複数もしくは個人でフィールドとなる地域に入り込み、実際のプロジェクト、課題解決に積極的に参画し、その成果を共同でレポート、論文とし

て取りまとめる科目である（詳細は後述）。機構もしくは大学院が実施するものを選択履修する。2つの「地域公共政策士プログラム（第1種・第2種プログラム）」の必要ポイント数を取得してから、もしくは取得見込みとなってから履修できることとする。また、キャップストーンの成果物（レポート、論文等）を、修士号取得のための修士論文、課題解決レポートと兼ねることも可能とする（各大学院が判断）。

【共通プログラムの科目構成、概要】

科目	ポイント数 (全10)	目的と内容	提供機関	大学院の 修了要件
i. 「地域公共政策士」特別講義 ※ 年間10回×3時間程度 (計30時間程度)	2ポイント	受講者のネットワークづくり、「地域公共政策士」としての倫理観醸成など。 リレー講義+ディスカッション等	機構	修了要件には入らない
ii. キャップストーン	8ポイント	実践力をつける。 社会人の場合は、職場で課題解決に取り組みにその結果をレポートにまとめる形式でも可能。	機構 大学院** (選択履修が可能)	大学院開講科目については修了要件に入れることが可能。(各大学院で判断)

**どちらかの提供するC.S.を選択する。

3) キャップストーンについて

キャップストーンは、複数のグループまたは個人でフィールドとなる地域に入り込み、実際のプロジェクト、課題解決に積極的に参画し、その成果を共同でレポート、論文として取りまとめる科目である。インターンシップとは差異化を図った科目とする。参画する取り組みは、まちづくり活動以外にも、政策立案やホームページづくりなど様々なタイプのものが考えられる。

グループでの実施の場合、1つの作業グループにつき、学生4～5人程度で構成することを標準とする。基本的に1グループのメンバーは同じ大学院から構成し、人数不足等の場合は、機構がコーディネートして、例えば他大学院などから補填、合同のチームを形成する。他大学院の学生が混ざる場合、質保証はどちらかの大学院が（検討の上）責任を持って行うこととする。

成果評価については、報告会等の機会を設け、受け入れ先関係者も交えて評価を行うことなどを検討する。グループワークの評価について、フリーライダーを防ぐために、途中定期的なピアレビューと指導の実施などについても検討を行う。

機構もしくは大学院が実施するものを選択履修することとする。機構が実施するものについては、機構がコーディネート・事務を担当し、実際の学生に対する指導については各大学・大学院の教員に委託して実施することとする。

(6) その他

(i) 大学以外の団体（外部プロバイダー）の提供科目について

各大学・大学院は、第1種、2種プログラムにおいて、大学・大学院以外の団体（外部プロバイダー）の提供科目をなるべく設置するよう努めることとする（努力義務）。

科目開講のイメージとしては以下の2パターンが考えられる

方法①：大学・大学院開講科目とし、外部プロバイダーは実施に協力するという形式での実施

方法②：外部プロバイダーが独自に1プログラム（10ポイント）もしくは一定数の科目を開講

方法①の場合、受講生に対して大学・大学院の単位を付与することができる。外部プロバイダーは非常勤講師扱いとなる。一方、方法②の場合、現状では受講生に大学・大学院の単位を付与することはできない。受講料等について外部プロバイダーが設定する。

(ii) 取得単位（ポイント）の有効期限について

社会人等が受講しやすくする（長期間をかけて資格取得をしやすくする）ために、取得単位（ポイント）の有効期限については原則的にはなしとする。

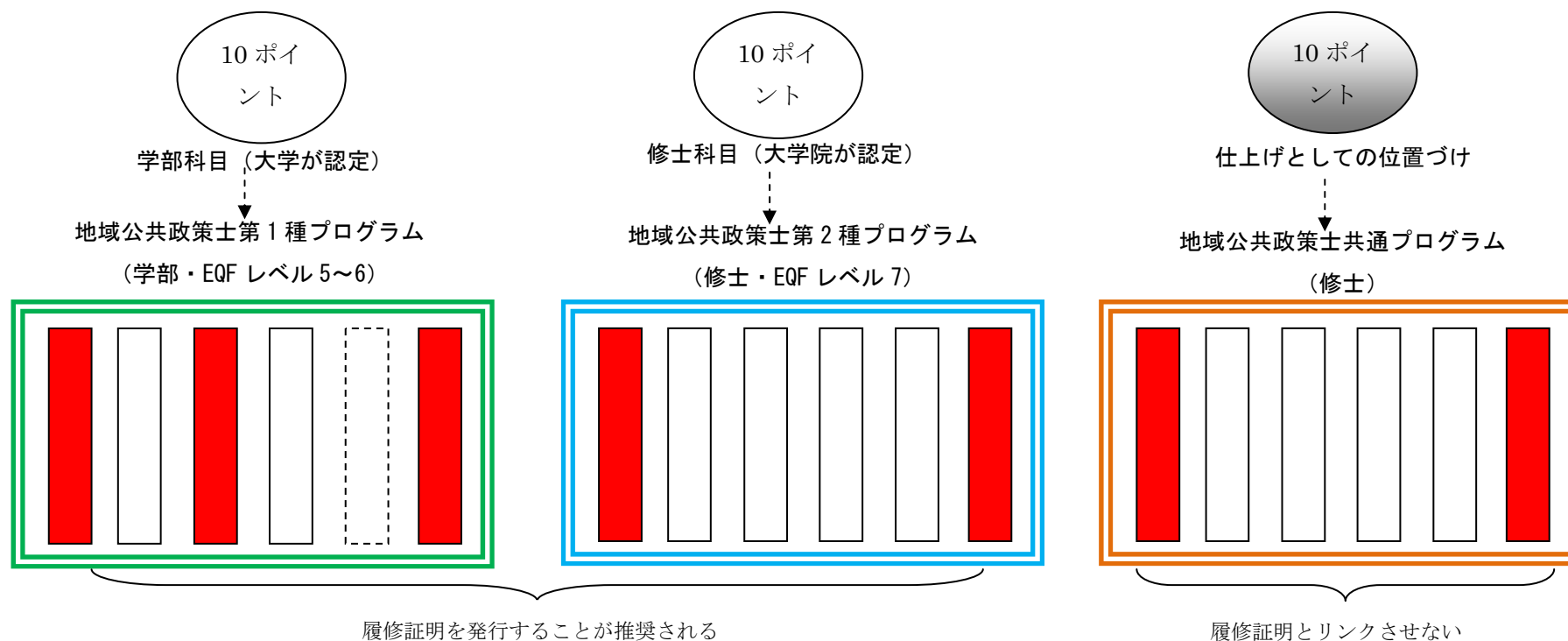
(iii) 過去の取得単位の読みかえについて

大学院修了者等が本資格に関するカリキュラムを受講する際の過去の取得単位の読みかえについては、過去5年間に取得した単位までを認める。読みかえを認める科目については、各大学・大学院が判断する。

(iv) 別資格・履修証明の読みかえについて

他の資格（履修証明）を持っている場合、その資格内容を精査した上で、単位として認める可能性については、将来的な検討課題とする。

【資格フレームのイメージ（全 30 ポイント）】



- ※ プログラムの組み合わせは、基本的に（①+②+地域公共政策士共通プログラム）で、社会人（大学院在籍者も含む）は（②+②+地域公共政策士共通プログラム）を選択可能
- ※ 第1種・第2種プログラム：学部の合意を得やすいように既存科目を可能な限り、当てはめ・修正する方向。10 ポイントよりも多く用意して、選択できるようにする。
- ※ 共通プログラム：地域公共政策士特別講義 2 ポイント+キャップストーン 8 ポイントで構成。

目的：実践力、実力をつける
キャップストーンなど

「地域公共政策士」資格の要件

5. 今年度の総括及び課題、来年度への展望

(1) 今年度の総括

(i) 外部報告者の招聘、EU 及び国の動向に関する関連情報の収集及び分析について

外部報告者の招聘、EU 及び国の動向に関する関連情報の収集及び分析については、当初の予定通りの回数、また内容を達成できた。とりわけ、文部科学省からの情報収集及び意見交換を受け、地域公共政士と履修証明制度との接続の可能性と課題が分かり、当方も履修証明制度ありきの議論から軌道修正を施した。また、単位数の考え方についても、当方と文部科学省間で差異があることが分かり、認識を改めた経緯がある。そのような観点からとても有意義な意見交換であった。

他方、EU の共通資格制度（EQF）そのものの接続方法については、情報収集は出来たが、委員会としてはまだ議論中である。したがって、今年度の報告としては、現段階における一定の考え方の整理ということで、【参考 1】に記することとする。

(ii) 学位及び履修証明制度と地域資格との接続方法の検討、具体的な制度設計の在り方の検討

「地域公共政策士」自身は、先述の最終案で示したとおり、EQF でいう LEVEL5 ～7（学士レベル～修士レベル）に当たる。しかし、この資格自身は、職能資格であるため、学位そのものではない。とはいえ、この資格は、文科省の履修証明制度やジョブ・カード制度との一定の親和性、接続性も視座に入れ、検討してきた経緯がある。

結論から言えば、繰り返しになるが、文科省ヒアリングから、現行の履修証明制度と完全に接続性を持たせることは困難であることが分かった。

したがって、フレームワーク上は、「推奨」という形で各大学に対応を委ねる形を取る事となった。

(iii) 平成 23 年度における地域資格制度の具体案の設計に向けた、地域資格制度のフレームの明確化

本フレームワークについては 1 月 20 日に委員会としての案を取りまとめ、戦略的大学連携支援事業「地域公共人材資格フレーム専門部会」に提出したところである（3 月 11 日に戦略的大学連携支援事業もこの案で承諾）。

(2) 今年度の課題及び来年度の展望

(i) 「地域公共政策士」資格付与のための EQF の各レベルに対応する学習アウトカムの定義について

「地域公共政策士」資格付与のための EQF の各レベルに対応する学習アウトカムの定義については、今年度から議論自身は何度か重ねたものの、まだ委員会として意見がまとまる段階に至っていない。

平成 22 年度からは、機構の「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業を活用した「地域公共人材」育成のための教育プログラム（提供大学及び提供プログラム名【参考 2】参照）の試行が始まることもあり、早急に委員会としての意見を固め、戦略的大学連携支援事業に図る必要がある。

(ii) 「資格取得にかかる費用についての議論及び調整の必要性」

平成 21 年度はもっぱら、どのようなフレームワークを構築するか、という議論に終始した。他方（i）で述べた教育プログラムの現状から、資格取得に必要な単位を取るのに、10 単位（第 1 種あるいは第 2 種に相当）で 12 万～35 万円、20 単位（第 1・2 種合計）で 24 万円～50 万円の費用が掛かることが既に判明している（キャップ・ストーンプログラムや資格申請の費用を入れれば、さらに上がる）。これは、各大学にまだこのような地域資格を前提した正式なプログラムが存在せず、現行の「科目等履修制度」（一部「履修証明制度」）を応用した試行になっていることが原因であるが、いずれにせよ、平成 23 年度から本格実施するためには、この資格取得にかかる費用をどうするか、という議論及び調整が避けられない。

厚生労働省のジョブ・カード等との連携を図るにせよ、対プログラム開発者、対資格取得者に対する具体的な費用軽減あるいは、財政支援の措置を考える必要がある。

(iii) 「データベースの構築について」

EU のデータベースについては、情報収集の一環として、年度末に小山氏に英国の職能資格制度におけるデータベース（IT システム）の活用における調査を依頼し、報告を文書（概要は【参考 3】参照）で頂いたところだが、委員会として、議論をする機会が持てていない。したがって、この点については、来年度への持ち越し議題として、早急に議論を重ねる必要がある。

また、平成 23 年からスタートする地域資格制度の本格実施をにらみ、現在、戦略的大学連携支援事業予算により、最低限のデータベース機能の構築（試行）も進んでいる。

理想と現実のギャップはあるにせよ、最低限の機能を持ったデータベースと地域資格制度をリンクして同時にスタートさせるためにも、早急に委員会としての意見をまとめあげ、戦略的大学連携支援事業の各加盟大学と調整する必要がある。

【参考 1】

EU における共通資格制度との連携可能性と課題（現段階における一定の考え方の整理）

1. 「地域公共政策士」と EU における共通資格制度（EQF）について

本事業で構築する職能資格制度（「地域公共政策士」）の基本的特徴は、以下に述べる 3 点に集約される。

- (1) EU において 2011 年から本格的に導入される予定の欧州資格フレーム制度（EQF : European Qualification Framework）との相互参照が可能な資格制度である。
- (2) 資格取得者の実践的能力を検証するために、米国の政策系大学院において実績のあるキャップストーンプログラムを導入している。
- (3) 資格が社会的需用に合致し、資格保有者が社会に受容されることを保証するために、制度の運用の基本に、産官学民の各セクターが直接かかわる“社会的認証”という新たな仕組みを取り入れている。

従来日本の社会は、年功序列型の就労環境によって人材の社会的流動性が乏しく、セクター間や組織間の人的交流が著しく貧弱であったが、グローバル化の時代を迎えて厳しい国際環境に急速に適応することが求められているなかで、人的資源の高度化と人材の社会的活用・再教育が強く求められている。

本事業は、日本社会が強く求めている人的資源の活用と流動性の確保を、“新しい公共”を担う幅広い地域公共人材の資格化を通じて実現するための制度設計を行うものであり、閉鎖的であった日本社会の基本構造に即した日本型の資格制度を現実化するために、上に述べた 3 つの特徴が必要と判断したものである。

具体的には、(1) EQF との相互参照可能性は、英国をはじめとして欧州において発展し実績のある職能資格制度の発展形態である学位と職能資格との共通資格制度を導入することにより、国際社会に開かれた人材の育成と評価を可能とし、セクター間、組織間の人材の流動性を高めるとともに、国際社会における日本の人材の客観的評価を可能にすることが期待される。さらに個人の能力を資格によって“見える化”し、再教育・研修によって、多様なキャリアと人生の選択可能性が開かれることは、きびしい競争環境に翻弄されて就職難や失業などによって人生の目的を見失いがちな多くの日本人の現状を、根本的に改善することが期待される。

また (2) のキャップストーンについては、従来から学位や資格の取得には一定の固定的なカリキュラムを修得することが基本とされているために、公共的活動に求められる役割分担や協調性あるいはリーダーシップといった様々な能力を多面的に教育し評価する手法に欠けており、社会における多様な実践的活動には十分な対応ができないという批判が強く出されてきた。キャップストーンプログラムはまさにその批判に正面から答えるもの

であり、このプログラムの受講者は、資格取得の研修の総仕上げとして、社会における現実の課題を対象地域における実践的グループ活動によって解決することを求められ、その課題の解決策の提示に至るグループ活動やステークホルダーとの対応という、最長 1 年間のプロセスそのものが能力評価の対象となる。このキャップストーンプログラムは、対象領域が幅広くまた技能の習得のみが能力の獲得を意味しない公共的活動に対する能力を客観的に評価するために最も信頼性が高いプログラムであり、特に資格制度がなじみにくいと考えられてきた日本の公共的活動の領域に資格制度を導入するための強力な材料となることが期待される。

さらに、(3) の“社会的認証”の導入は、従来専門家が担うことが当然と考えられてきた教育システムや教育内容の質保証を、産官学民の 4 つのセクターが協力連携して社会的に開かれた質保証に転換するものである。もとより教育機関における教学の質保証は本来的に当該教育機関の責任において担保されるべきものであるが、その質保証は教育専門家のみによって評価される必然性は必ずしもない。教育対象の分野によってはむしろ広く社会的な知見を総合し、実社会における社会的需要を的確に反映するために、広く教学内容の評価をする人材を外に求めることは当然ありうることである。公共政策は社会科学の中では最も幅広い社会的参加と評価が求められる分野の一つであるため、地域社会に密着した「地域公共政策士」の資格にあたっては社会的視点の導入が必要である。とりわけ日本の高等教育機関の社会科学系の教育研究においては実学に対する評価が必ずしも高くはなかったという歴史的経緯が存在することから、地域社会の需要に的確に対応し、地域社会が求める能力の内容に適合する職能を常に教学に反映させる仕組みとして、地域社会の各セクターによって教学の質が評価される“社会的認証”が強く求められるところである。

特に国際社会において急速に展開しつつある資格の共通フレームの代表的な動きとなっている **EQF** と「地域公共政策士」との連携は、人材の国際的流動性に対応する資格の国際化を担う重要な意味を持っている。資格付与を予定している分野の特徴から、「地域公共政策士」は、**EQF** のレベル 4～8 に相当する職能を想定すると考えられるが、当面「地域公共政策士」はレベル 5～7 で運用する予定である。

2. 「地域公共政策士」と EQF との連携における課題

ただし「地域公共政策士」と EQF とが直接連携するためには、以下、少なくとも 3 点の課題がある。

- (1) EQF は欧州を中心として制度化される国レベルでの相互参照基準であるが、日本は EQF に国としては対応していないために、現段階では EQF 加盟国内で正式に職能としての履歴として通用するものとはなっていない。
- (2) 日本においては学位と職能は一部を除いて制度的な対応関係がなく最近になってようやくその議論が始まったばかりである。そのために現状では、「地域公共政策士」を資格として通用させるためには地域社会における理解と実績の積み重ねが必要であり、気少なくとも当分はその条件が整っている京都地域に限定された資格となる可能性が高い。
- (3) 一方で、国家による学位と資格の共通フレームの制度化が先行した場合、社会的な蓄積がないままの制度化には硬直性や非現実性などの弊害が危惧される。

今後の課題としては、学位と職能の共通フレームの設定による新たな人材の育成システムの構築という流れは近い将来日本においても現実化することを踏まえつつ、京都における「地域公共政策士」の制度化が十分国全体の制度化・政策化に活かされるよう、京都における実質化を進めるとともに国に対しても働きかけを強めることが必要である。

【参考 2】

平成 22 年度「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業 「地域公共政策士」育成のための教育プログラムの試行大学及びプログラム名

2010. 3. 31 現在

	京都府立大学	同志社大学	龍谷大学
プログラム名	政策能力プログラム（基礎） ※第 1 種（学士レベル/レベル 6） ・政策評価Ⅰ（前期 火 3） ・自治体政策特殊講義（前期 月 4） ・市民参加論（前期 水 5） ・公共政策実習Ⅰ（後期 月 3） ・公共政策入門Ⅱ（後期 木 3） ・政策評価Ⅱ（後期 火 3）	「地域公共マネジメント」履修証明プログラム ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） ・公共政策論（前期 木 5） ・都市政策論（前期 木 6） ・経営哲学（前期 水 6） ・現代社会起業論（前期 月 7） ・社会保障政策論（前期 火 5） ・地域インターンシップ①、②、③（前期 集中） ・地域インターンシップⅠ・Ⅱ（前後期 集中） ・地方財政政策論（後期 月 5） ・事業継承①、②（前後期 集中） ※このほか「地域公共マネジメント特別セミナー（オリエンテーション、ゲスト講演、討論会、成果報告会）」も 7.5 時間開催	地域政策形成能力プログラム ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） 【以下の講義科目のうち 6 単位まで】 ・地域開発論研究（前期 水 6・7） ・地方政府論研究（前期 土（隔週）1・2） ・公共政策論研究（前期 金（隔週）6・7） ・非営利セクター論研究（後期 水 6・7） ・都市政策論研究 ※2010 年度不開講 【インターンシップ・演習科目 4 単位まで】 ・NP0/行政インターンシップ（前・後期 集中）※4 単位 ・地域研究発展演習Ⅰ・Ⅱ（前・後期 火 4・5） ・環境管理システム論研究（集中）
	政策能力プログラム（応用） ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） ・地域社会論特講Ⅰ（前期 金 4） ・公共政策論特講Ⅰ（前期 水 4） ・政治学特講Ⅰ（前期 月 5） ・政策評価論特講Ⅰ（前期 火 5） ・政策評価論特講Ⅱ（後期 火 5） ・地域社会論特講Ⅱ（後期 金 4）	「食農政策士」履修証明プログラム ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） ・現代社会起業論（前期 月 7） ・食科学・食育論（前期 火 5） ・現代農業経営・政策論（前期 木 6） ・公共性論（後期 火 5） ・地域インターンシップ①②（前後期 集中） ・現代有機農業論Ⅰ・Ⅱ（前後期 土） ・自立・自給型生活論（後期 集中） ・食農政策科学論（後期 木 6） ・オーガニック生活・社会デザイン論（後期 集中） ※このほか「食農政策士特別セミナー（オリエンテーション、ゲスト講演、討論会、成果報告会）」も 7.5 時間開催	協働型（つなぎ・ひきだす）対話議論能力プログラム ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） 【以下の科目のうち 6 単位まで】 ・NP0 地方行政研究特別演習（前期・後期 土 1・2）※4 単位 ・パートナーシップ論研究（前期 水 6・7） ・特殊研究（地域メディア論）（後期 木 5） 【実践型演習科目 必須】 ・地域公共人材論研究（前期 随時） ・地域公共人材論特別研究（後期 随時）
	自治体行財政革新能力プログラム ※第 2 種（修士レベル/レベル 7） ・地方財政論特講Ⅰ（前期 水 5） ・行政法特講Ⅰ（前期 月 5） ・地方財政論特講Ⅱ（後期 水 5） ・行政法特講Ⅱ（後期 月 5） ・環境政策特講Ⅱ（後期 火 5）		環境自治体ガバナンス改革能力プログラム（NP0 共同開講） ※環境市民と開講 ※第 2 種（学部レベル/レベル 6） ・環境自治体評価指標（夏 集中） ・パートナーシップ論研究（前期 水 6・7） ・持続可能な社会づくり 1【研究】（10～12 月） ・持続可能な社会づくり 2【政策】（5～7 月 月 3・4） ・持続可能な社会づくり 3【実践】（後期 集中）

※各プログラムに設定されている科目のうち、5 科目（10 単位）～10 科目（20 単位）を選択し受講する。

【参考 3】

英国の職能資格制度におけるデータベース（IT システム）の活用にかかる調査報告

1. 研究の背景と目的

現在進行中のイギリスの職能資格改革では、資格の利用者である個人および企業（雇用主）のニーズ（需要）に対応できる資格システムの構築が主眼となっている。その本格的な実践は 2011 年からだが、これまでに取り組まれてきたさまざまな試みから、職能資格の世界を抜本的に変えようとする政策的意図を読み取ることができる。例えば、資格の構築方法や履修方法が大きく変わるし、学習成果がクレジットという共通通貨で表現され、インフォーマルな学習成果の認証や、学習成果の複数資格への移転なども可能になっている。企業内での研修プログラムを全国資格として認証することもできるし、企業自体を資格の授与団体として認定する取り組みにも積極的である。個人面では学習成果データの集中管理と共有化のためのシステムが用意され、「学習のパーソナライゼーション」をキーワードに、個人への多様な選択肢の提供と応援体制の構築が進められている。この新しい職能資格システムの中核を成すのは、職能資格の基本的枠組みとなる「クレジット・資格フレームワーク（QCF）」と、QCF が提供する可能性を実現させるための IT システムである。前者の QCF についてはすでに研究成果をまとめているので、本研究では QCF の IT システムについて調査し、その成果を報告する。

2. 研究対象とする IT システム

本研究ではつぎの 2 つの IT システムに焦点を当てる：

- ① 全国認証資格データベース
- ② 個人学習成果記録データベース

「全国認証資格データベース（National Database for Accredited Qualifications：NDAQ）」は、QCF ルールのもとに認証された資格と、それを構成するユニットすべてを網羅するデータベースである。これまでに約 2700 の資格が認証されているが、2010 年末までには約 6,000 の資格が NDAQ に含まれると予想されている。このデータベースには個人、企業、教育機関などがオンラインでアクセスでき、さまざまな目的に合わせてデータ検索ができるようになっている。また、データベースの中には「ユニット・データバンク（Unit Databank）」の機能も整備されている。QCF では開発されたすべてのユニットは、このデータバンクに登録しなければならないことになっている。そして、ここに登録されたユニットを組み合わせることで資格が構築され、監督機関の認証を受けることになる。つまり、ユニット・データバンクはすべての授与団体が共同で活用できるユニットの保管場所という意味合いがある。

「個人学習成果記録データベース (Learner Achievement Record : LAR)」は、個人が履修した学習成果記録を集積するデータベースである。イギリスでは 2001 年から政府主導で「MIAP (Managing Information Across Partners)」というプロジェクトが動いており、この中で個人の学習成果情報の収集、加工、共有化の取り組みが行われている。14 歳以上の個人学習者には生涯にわたって使える「学習者番号 (Unique Learner Number : ULN)」が与えられ、この ULN コードを使って学習成果情報の入力と管理が行われている。QCF の試行期間に開発されてきた LAR も、2010 年 9 月からこの MIAP システムに統合されることになっている。

これら 2 つのデータベースはどちらも集中管理システムとして運用され、相互にリンクできるように設計されている。そのため、個人は自分の学習成果のすべてをオンラインで閲覧できるだけでなく、履修したクレジットを組み合わせる資格履修の方針を立てたり、手持ちのクレジットを他の資格に移転したり、目指すべきキャリアルートを検索するなど利用が可能になっている。

3. 研究の分析視点

(1) QCF のデリバリーモデルと IT システムの役割：

本研究ではまず、QCF のねらいとデザイン設計の基本理念を概略的に整理し、QCF のデリバリーモデルの中での IT システムの位置づけを理解した。

(2) IT システムの設計と活用法：

2 つの IT システムそれぞれについて、システム設計の目的と推進体制、これまでの開発経緯、データの収集と処理、共有化の方法などを分析した。さらに 2 つの IT システムを連携させた場合の活用法、関連公的団体による個人や企業への応援態勢についても明らかにした。

(3) 資格構築プロセスにおける「ユニット・データバンク」の機能と活用：

資格構築のプロセスで重要な役割を果たす「ユニット・データバンク」の機能と活用法について整理した。

(4) 個人データの共有とデータ・ガバナンス：

IT システム、とくに学習成果記録データベースで問題となるのは、個人データの保護と共有化という部分である。これについての考え方、個人によるコントロール、団体におけるデータ・ガバナンスのあり方などを検討した。

(5) 資格市場の推進と IT システムの運用：

ITシステムを理解する上では、資格市場の形成というコンテキストが重要になる。資格市場を活性化するためにどのようなITシステムが開発され、それをどのように活用しているのか。官僚性をできるだけ排除するための相互信頼によるシステム運用の特色は何か、といった点について分析した。

(6) EQF と QCF の連携がおよぼす IT システムへの影響：

EU における資格フレームワークである EQF (European Qualifications Framework) と QCF との連携についての進捗状況を明らかにし、その中でのクレジットの蓄積や移転の動き、その結果としての IT システムへの影響などについて検討した。

(7) 日本における職能資格 IT システムの開発に向けて：

最後に、イギリス社会における職能資格システムおよび IT システム開発の独自性、および EU での新しい動きを踏まえた上で、日本における職能資格システムの開発で参考にできる点や留意点などについて整理した。